

薬生食輸発1030第1号
令和2年10月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(アルゼンチン産チアシードのアフラトキシン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年10月29日付け薬生食輸発1029第1号)により通知したところである。

今般、アルゼンチン産チアシードのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のアルゼンチンの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
チアシード及び その加工品(チ アシードを30% 以上含有するも のに限る。)	—	総アフラト キシシン(アフ ラトキシシン B1、B2、G1及 びG2の総和)	別表2 による こと。	平成23年8月16日付け食安発 0816第2号「総アフラトキシ シンの試験法について」による こと。	総アフラトキシシン が10 μ g/kgを超え て付着又は含有し ているおそれがあ るため。

を削除する。